

瑞穂町における社会貢献活動団体 との協働に関する指針

平成18年4月

はじめに

現在、瑞穂町では、福祉や生涯学習など様々な分野において、住民の主体的・自主的な活動が行われています。町では法人格を有する社会貢献活動団体は他市に比べてもまだ少数ですが、行政との関わりでは、介護保険サービスをはじめ福祉の分野においての活動が多くなってきています。さらに、住民が必要とする公共サービスの提供やまちづくりに積極的に関わる社会貢献活動団体も徐々に増えてきています。これらの社会貢献活動団体は、行政とともに公共サービスの供給主体となることが期待されており、地方分権社会を担うとともに、住民自治の実現に大きな期待がかかっています。

複雑多様化した地域の課題を解決し、豊かな地域社会を築いていくためには、社会貢献活動団体と行政との「協働」の構築が必要であり、互いが対等な関係に立ち、それぞれの特性を生かして問題に取り組んでいくことが、より効果的に共通の目的を達成することにつながっていきます。協働を推進していく上では、社会貢献活動団体の持つ多様性等の長所を損なわないよう留意しつつ、町においても必要な環境整備を行っていくことが必要となります。

瑞穂町における社会貢献活動団体との協働に関する指針策定委員会では、社会貢献活動団体と瑞穂町との協働に関して、町内における社会貢献活動団体の現状把握及び課題抽出を行い、目指すべき協働、支援のあり方について指針をまとめました。

今後、協働施策の展開にあたっては、本指針を基に、社会貢献活動団体と連携しながら推進していきます。

目 次

| | | |
|-------|---------------------|----|
| 1 | 社会貢献活動 | 1 |
| (1) | 社会貢献活動が注目される社会的背景 | 1 |
| (2) | 瑞穂町における社会貢献活動 | 2 |
| (3) | 社会貢献活動団体とは何か | 2 |
| | 社会貢献活動団体の概念 | 2 |
| | 本指針における社会貢献活動団体の定義 | 3 |
| | 社会貢献活動団体の活動の特性 | 3 |
| | ボランティアとは | 4 |
| (4) | 社会貢献活動団体の社会的役割 | 5 |
| | 多様なニーズに応える社会サービスの提供 | 5 |
| | アドボカシー（行動を伴う政策提案） | 5 |
| | 個人と社会をつなぐ新しい組織・場 | 5 |
| | 自己実現や生きがいの場の提供 | 6 |
| | 新しい「働く場」の提供 | 6 |
| 2 | 社会貢献活動団体と行政の協働 | 7 |
| (1) | 協働とは | 7 |
| | 協働とは何か | 7 |
| | 協働の意義 | 7 |
| | 協働に対する基本的姿勢 | 7 |
| | 協働により期待される効果 | 7 |
| | 協働する際の留意点 | 8 |
| 3 | 協働の推進にあたっての基本的な考え方 | 9 |
| (1) | 協働事業の取り入れ方 | 9 |
| | 協働を進めるべき事業 | 9 |
| | 協働を進めるにあたって検討する事項 | 9 |
| | 協働の進め方 | 10 |
| (2) | 効果的かつ効率的な協働形態の選択 | 10 |
| | 協働の形態 | 10 |
| | 協働における責任の明確化 | 11 |

| | |
|--|------------|
| 新たな協働形態の検討 | 1 1 |
| 適切な協働相手の特定 | 1 1 |
| (3) 協働に対する評価の実施 | 1 2 |
| 4 社会貢献活動団体と町との協働に向けた環境整備 | 1 4 |
| (1) 社会貢献活動団体への支援策 | 1 4 |
| 活動資金の確保・充実 | 1 4 |
| 活動拠点の確保 | 1 4 |
| 人材の確保と活動の充実 | 1 5 |
| 起業誘導に向けて | 1 5 |
| 支援を行う際の留意点 | 1 5 |
| (2) 社会貢献活動についての理解と共感の促進 | 1 6 |
| 社会貢献活動情報の提供 | 1 6 |
| 社会貢献活動団体についての P R | 1 6 |
| ボランティア体験の奨励 | 1 6 |
| 生涯学習の観点からの取り組み | 1 6 |
| (3) 瑞穂町における協働推進体制の整備 | 1 7 |
| 社会貢献活動団体の担当部署の設置検討 | 1 7 |
| 協働に関する職員の理解の促進 | 1 7 |
| 社会貢献活動団体との協働及び支援に関する条例の検討 | 1 8 |
| 5 資 料 | |
| 瑞穂町における社会貢献活動団体との協働に関する指針策定 委員会及び調査委員会 検討経過 | 1 9 |
| 瑞穂町における社会貢献活動団体との協働に関する指針策定 委員会設置要綱 | 2 1 |
| 瑞穂町における社会貢献活動団体との協働に関する指針策定 調査委員会設置要綱 | 2 3 |
| 瑞穂町における社会貢献活動団体との協働に関する指針策定 委員会委員名簿 | 2 5 |
| 瑞穂町における社会貢献活動団体との協働に関する指針策定 調査委員会委員名簿 | 2 5 |

1 社会貢献活動

(1) 社会貢献活動が注目される社会的背景

今日の日本では地方分権型の社会システムが進行していますが、戦後から構築された中央集権型の社会システムの中では、人材や技術、情報は政府や自治体、大企業や大学などに集中していました。それは行政や企業が社会全般について強い指導性を発揮し、住民もそれに期待するという社会システムであり、そこでは限られた住民や組織の価値観が社会サービスのあり方に影響を与え、住民からの働きかけが十分に考慮されることはほとんどありませんでした。

高度経済成長期においては、企業は生産性や効率性を、また、行政は画一的な対応を追求しました。誰もが同じような価値観で行動している中、行政は立ち遅れた福祉水準を引き上げ、住民の生活を向上させるためのサービス供給に力を注ぎました。そのなかでは、告発型、要求型あるいは行政を補完する形の社会貢献活動が多く見られました。しかし、自立した住民が自由な発想に基づき、地域の課題解決に向けて自主的、自立的に活動できる社会環境とはいえませんでした。

高度経済成長期以後、人々の価値観は、「仕事中心、ものの豊かさ」から「ゆとりや生きがい、心の豊かさ」へと変化し、昭和50年代後半からの社会貢献活動は環境・福祉・まちづくり・教育・国際協力・人権など、多岐の分野にわたるようになりました。地域や生活の課題は自分たちで解決しようという自己責任による「創造型」、「提案型」の活動が増えてきました。

このような地域に根ざした様々な活動は、社会の中で徐々に重要な役割を担うようになり、平成7年に起きた阪神・淡路大震災でボランティアや市民活動が高く評価されたことを契機として、平成10年12月に「特定非営利活動促進法」が施行されました。法の施行により一定の要件を満たす社会貢献活動団体は法人格を得ることができるようになり、活動内容を充実・拡大することが可能になりました。

少子高齢化や地球環境を日常生活の住民レベルで考える社会が到来し、住民の公共的サービスに対するニーズはますます多様化、個別化しつつあります。このような状況の中、様々な課題に対応する地域の自主的・自立的な組織である社会貢献活動団体は、新しい分権型社会システムの担い手として、その必要性がますます高くなってきています。

(2) 瑞穂町における社会貢献活動

瑞穂町における社会貢献活動の状況を見ると、まず、地域コミュニティの母体としては、近世以来、宿場町として栄えた時代からの「組」や「区」を経て、戦後に現在の原型が形成された「町内会・自治会」の組織があります。近年、入会率は減少傾向にありますが、その活動は他自治体に比較しても活発であるといえます。

また、「社会福祉法人 瑞穂町社会福祉協議会」は昭和41年に任意団体として発足し、昭和47年に法人化され瑞穂町の福祉全般を支えてきましたが、その活動には数々のボランティアの方々が参加し、地域福祉に貢献してきました。昭和50年度からは、ボランティア登録制度が開始され、平成3年度にはボランティア活動推進協議会を設置するなど社会貢献活動を推進する体制を構築し、平成18年2月現在で12団体が登録されています。

特定非営利活動法人については、平成17年12月31日現在、認証団体が10団体存在し、主に福祉などの分野において活動しています。

(3) 社会貢献活動団体とは何か

社会貢献活動団体の概念

社会貢献活動団体とは、民間の非営利組織で、福祉や環境などさまざまな社会的な課題に住民が主体的に取り組んでいる組織（団体）を指し、その範囲については、広義から狭義まであり、国内外でもその概念は統一されていません。最広義で捉えた場合は協同組合等まで含まれ、最狭義で捉えた場合は特定非営利活動法人を指すとしています。平成12年度版国民生活白書では、社団法人、社会福祉法人、学校法人、医療法人等の公益団体や協同組合等の共益団体は含まれていません。

(「社会貢献活動団体概念図」4ページ参照)

本指針における社会貢献活動団体の定義

本指針においては、社会貢献活動団体を次のように定義することとします。

定義

社会貢献活動団体とは、法人格の有無や活動の分野にかかわらず、社会貢献活動を継続的に行う民間非営利団体をいい、次のいずれにも該当する活動を行う特定非営利活動法人、市民活動団体及びボランティア団体と定義します。

なお、政治活動や宗教活動を主たる目的とする活動は対象としません。

ア 自主性・自立性に基づく活動

イ 住民の生活の向上や改善に結びつき、社会に貢献する活動

ウ 具体的活動分野は、特定非営利活動促進法の各分野に相当する活動

エ 継続的な活動

オ 営利を目的としない活動（有償性があっても収益を構成員で分配せず、本来の活動目的に再投資される場合は、営利を目的としない活動とみなします。）

カ 常に活動内容が公開された活動

社会貢献活動団体の活動の特性

社会貢献活動団体の活動の特性としては次のものがあげられます。

ア 自立性・自発性

社会貢献活動の動機は、独自の価値観に基づく社会的使命であり、それに共感する人が主体的に組織に参加し、活動を行うことができます。

イ 先駆性

地域のニーズや課題を敏感に捉え、前例にとらわれることなく行政や企業が取り組めない分野にも実験的で先駆的な取り組みを行うことができます。

ウ 迅速性

制度的に対応が困難な新たな社会的課題に対して取り組むことが多く、迅速に対応することができます。

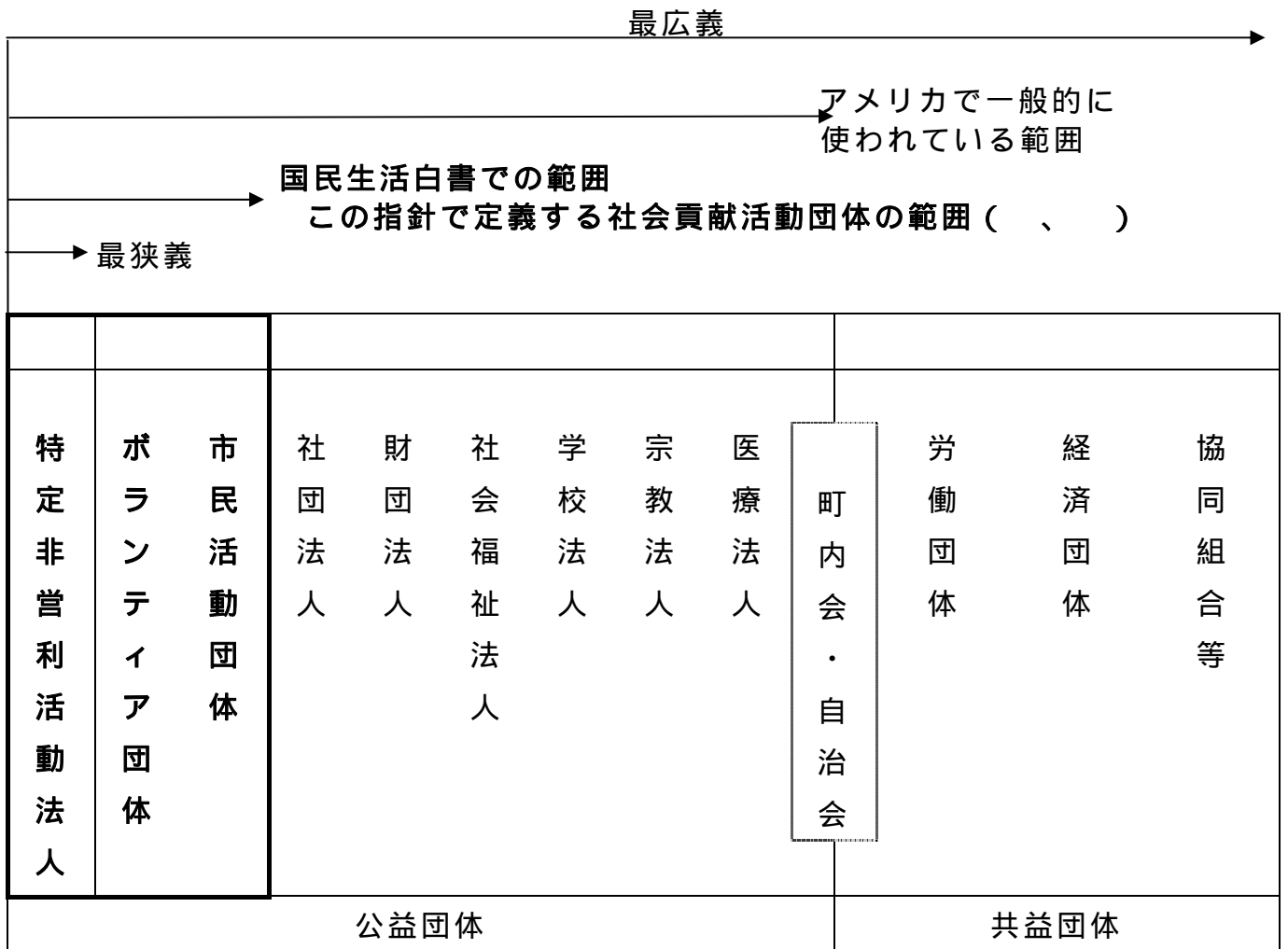
エ 専門性

行政にはない専門性や独自のネットワークを生かし、より専門的な取り組みを行うことができます。

オ 多様性

自発的に独自の行動を取ることができるため、その活動形態は多様性に富み、個別対応など、様々なサービスを提供することができます。

「社会貢献活動団体概念図」



まれに地縁組織である町内会や自治会を社会貢献活動団体に含める場合があります。

参考：「平成12年度版 国民生活白書」経済企画庁（現内閣府）編

ボランティアとは

「ボランティア」とは、自主的・自発的に社会貢献活動を行う個人と定義します。活動の特性としては、自主性、社会性、先駆性等があげられます。ボランティア活動は、基本的には実際にかかる費用（交通費や食費等）以外の金銭的な見返りを求めない無償性に基づく活動とされています。ボランティアは社会貢献活動団体と密接な関係にあり、社会貢献活動団体を支え、社会貢献活動団体はボランティア活動の場を提供する主体になり得るといえます。ボランティア団体は個々のボランティアの集合体で無償性や善意性により支えられ、特定非営利活動法人や市民活動団体も善意性を前提としますが、活動から収益をあげることができない点で相違があります。

(4)社会貢献活動団体の社会的役割

社会貢献活動団体の社会的役割としては、次のものがあげられます。

多様なニーズに応える社会サービスの提供

行政は公平性を基本的な行動原理としているため、サービス内容が住民一人ひとりの多様なニーズにきめ細かく対応することは難しくなっています。また、手続き面でも公正さが要求されており、これは安定的な行政サービスを提供できるという優れた面を持つ一方で、行政の決定やサービス提供は、迅速性や柔軟性を欠くともいわれています。

企業は製品の供給などを通して住民の生活に寄与しており、行政に比べて行動が自由であり、機動性に優れた面を持っています。しかし、企業の行動原理は営利性であるため、住民のニーズがあっても収益につながらないサービスの提供はありません。

一方、社会貢献活動団体は社会において果たすべき使命・善意性を行動原理とし、形式的な公平性や手続の公正さにとらわれず、柔軟かつ迅速に行動することができます。そのため、行政には対応しにくい分野にも積極的に関わることができます。また、採算ベースに乗らないために企業が行わない先駆的、冒険的な活動をすることができます。

アドボカシー（行動を伴う政策提案）

社会貢献活動は、住民が自ら身をもって果たすべき使命・善意性に基づく活動であるため、実際の活動の中で様々な問題点や課題に気づくことができ、それをもとに行政に対して提案や提言をすることができます。行政からは見えない現場の情報や住民のニーズを背景に出されたこれらの提案や提言は説得力があり、大変重要なものとなります。

個人と社会をつなぐ新しい組織・場

社会貢献活動のテーマは多岐にわたり、個人は多様な選択肢の中から自分にとって関心のある活動に参加することで社会と関わっていくことができるため、社会貢献活動は個人と社会を結びつける重要な組織・場としての役割を担うことができます。

自己実現や生きがいの場の提供

今後より一層進行する高齢社会において、高齢者が、生きがいを持って元気に自立した生活を送り、自らが地域社会に貢献できることが地域の活性化につながります。社会貢献活動は、自己の関心事について自由意志で参加でき、自己のアイデンティティを確認したり、生きがいを実感できる魅力的な場になることができます。

新しい「働く場」の提供

社会貢献活動が活発化すると、「働く場」として雇用を創出することも可能になります。「収入よりもやりがいのある仕事をしたい」「仕事に社会的な意義を見出したい」「自分の能力を生かしたい」という労働観を持つ住民が増えつつある中で、魅力ある職場としての役割を担うことができます。

2 社会貢献活動団体と行政の協働

(1) 協働とは

協働とは何か

社会貢献活動団体と行政の協働とは、「相互の立場や特性を認め、共通する課題の解決や社会的な目的の実現に向けたサービスの提供、さらには現場からの政策提案・提言をするなどの協力関係」のことを指します。

協働の意義

行政は、定型的なサービスを安定的に公平に提供する役割があり、社会貢献活動団体は、個々に対応して、機能的にサービスを提供することに優位性を持っています。このようにそれぞれの機能があり、活動条件も違うことから、互いの長所を生かし、短所を補うことで、新しい要望に対応するよりよいサービスの提供が可能となります。

それぞれが、共通の目標を持ってお互いの違いを認めながら、利用者などの第三者の評価が最大限に得られるまちづくりを考えていく必要があります。

社会貢献活動団体、社会貢献活動を行う企業、行政そして利用者である住民それぞれがメリットを得ることが協働の意義であり、この積み重ねが豊かな地域社会を創ることになると考えられます。

協働に対する基本的姿勢

行政は、社会貢献活動団体との協働の視点から既存事業の見直しをすることで、より効果的に実施できる事業があるか検討するとともに、新規事業においては計画段階から協働を視野に入れて社会貢献活動団体の参加を求めるなど、積極的に協働を進めることが重要です。

協働により期待される効果

行政にとっては、社会貢献活動団体と役割を分担し、協働を進めていくことで事業の効率化や質的向上など、行政の自己改革の契機となることが期待できます。

社会貢献活動団体にとっては、行政と協働することで、住民の理解を得やすくなり、活動に対する評価も高まると考えられます。

住民にとっては、社会貢献活動が活性化することで、自らの能力を生かすことのできる社会参加の場ややりがい・生きがいの場を得ることが期待できるとともに、安価で質の高いサービスを受けることが期待できます。

協働する際の留意点

ア 共通の目的、役割分担

互いに同じ目的を持ち、役割を分担した上で、責任の所在を明らかにして実施することが重要です。

イ 対等な関係

社会貢献活動団体と行政が対等な関係で協働を進めていくことが重要です。

ウ 公平性・公正性・透明性の確保

個人情報保護を前提としたうえで、互いに情報を提供し、公表することにより公平性・公正性・透明性を確保することが必要です。

エ 協働の見直し

長期間に渡り点検もせずに協働していくと、どうしてもマンネリズムに陥り、緊張感を欠いた関係になりがちです。協働を効果的に推進するため、常に評価し、その結果をフィードバックして、事業の効率化や質的向上を図ることが必要です。

オ 自主性の尊重

社会貢献活動の持つ長所を生かせるように自主性を尊重することが重要です。

3 協働の推進にあたっての基本的な考え方

ここでは、社会貢献活動団体と瑞穂町が協働を進めるにあたっての基本的な考え方を示します。

(1) 協働事業の取り入れ方

協働事業を取り入れるにあたっては、町事業全般について、社会貢献活動団体の特性を生かし、効果的かつ効率的に実施できるか等の検討を行うことが必要です。

協働を進めるべき事業

協働を進めるべき事業としては、次のものが考えられます。

ア 社会貢献活動団体の持つ地域性やネットワークを生かして、幅広く住民に呼びかけ参加を求める事業。

イ 個々のニーズに合わせて柔軟な対応が求められる事業。

ウ 地域に係る課題を対象とし、社会貢献活動団体の地域性や専門性を生かすことができる事業。

エ 社会貢献活動団体の持つ専門知識を生かし、企画の段階より参画を求めることでより質の高いサービスが提供できる事業。

協働を進めるにあたって検討する事項

社会貢献活動団体と行政は、共に公益・非営利の領域で活動しており、様々な活動の中では協力可能な場合もあれば対立または競合する場合があります。協働を進めるにあたっては、次の視点で検討を行うことが必要です。

ア 行政が実施すべきものか

イ 協働によって、社会貢献活動の特性を発揮できるか

ウ 費用対効果の検証

エ 協働によって、よりニーズに適したものになるか

オ 協働によって、効果（質・量）が高まるか

カ 実施方法は効果的かつ効率的か

協働の進め方

協働事業を検討・実施する段階においても、社会貢献活動団体との協力・連携を図り、意向を反映していくことが必要であり、以下の視点で協働を進めるべきであると考えます。

ア ニーズの的確な把握を行い具体的目標の設定をします。計画立案など政策形成段階から社会貢献活動団体の意見を取り入れるなどし、施策等の構築をします。そのため、社会貢献活動団体の活動内容に関する情報の収集・提供を積極的に進めると同時に、社会貢献活動団体からの提案の仕組みの制度化が必要です。

イ 協働をより効果的に推進するため、協働目的の達成状況や協働の必要性など協働に関する視点を加えた行政評価の実施を検討します。

(2) 効果的かつ効率的な協働形態の選択

社会貢献活動団体との協働を具体化するためには、様々な協働形態の中から、効果的かつ効率的で目的・内容に最もふさわしい協働形態を選択することが必要です。

協働の形態

先駆性、専門性、地域性などの社会貢献活動団体の特性を生かせる事業としては、サービスの企画・提供、公的施設の企画・運営管理、調査・研究などがあり、協働の形態としては以下のようなものがあります。

ア 政策提言

社会貢献活動団体から行政への独自の企画や提案を取り入れ、双方が協議の上、協働していく中で様々な行政需要に対応することができます。

イ 実行委員会・協議会

社会貢献活動団体と行政により構成する「実行委員会」、「協議会」等が主催者となって事業を行う形態です。

ウ 共催

社会貢献活動団体と行政が主催者となって協働で事業等を行う協働の形態です。

エ 後援

社会貢献活動団体の事業等に行政が後援という形で参加することも協働の一つの形態です。

オ 情報提供・情報交換

行政と社会貢献活動団体がお互いのニーズや協働事業に関する意見を交換し、提供しあうことも協働です。

カ 委託

行政が、社会貢献活動団体に対して、協働になじむ業務のみを委託する協働の形態です。この協働形態では、社会貢献活動団体と委託契約を結ぶこととなりますが、入札への参加など契約上の取り扱いは、原則として、企業と同様です。業務委託による協働では、社会貢献活動団体は、契約書、仕様書等に定められた債務を履行する義務を負うこととなります。

キ 指定管理者制度

地方自治体が所有する公の施設の運営を、民間企業や特定非営利活動法人などに広く門戸を開く制度です。指定管理者制度を導入することで、社会貢献活動団体の多様なノウハウにより住民サービスの向上と経費削減を効果的、効率的に行なうことができます。

協働における責任の明確化

社会貢献活動団体と行政との協働においては、その目的を共有することが前提となり、どのような協働の形態においても社会貢献活動団体と町の役割分担や責任の所在、経費負担を明確にした取り組みが必要となります。

新たな協働形態の検討

社会貢献活動団体と町の協働で質の高い成果を得るためには、新たな協働形態が必要となることも考えられ、上記の形態に限らず、最もふさわしい形態の検討と導入が求められます。そのため、各部署をはじめ他の自治体など新しい協働形態の情報を収集・提供する必要があります。

適切な協働相手の特定

委託等の協働形態の場合には、様々な社会貢献活動団体からその目的に最も適した協働の相手を特定することが必要となります。そのためには、プロポーザル方式()等の公募による手法や住民を主体に構成される組織での審査等により、客観的に公平性・公正性を確保することが重要です。また、協働相手の特定基準

や特定経過・結果をはじめ協働の内容等の情報を積極的に公表し、透明性を高めなくてはなりません。

プロポーザル方式：協働相手の特定において、団体の活動内容、経歴、運営状況などの資料の外、当該協働事業等に対する発想、問題解決方法、取り組み姿勢、体制、資金計画などについての提案を求め、それを審査する方法です。

（３）協働に対する評価の実施

協働をより効果的に推進するため、社会貢献活動団体との協働によって実施した内容が、その目的を達成したものであったかなどについて評価を行います。評価を行うことにより、団体との馴れ合いといった弊害や特定の団体の既得権益化の弊害をチェックする機能が発揮されます。評価は、様々なニーズを持つ地域住民の立場に立ち、効果的で質の高い対応ができたかをポイントとし、公平性・公正性・透明性を確保します。

その手法としては、住民を主体に構成される組織で評価を行い、評価の結果、課題が明らかになった場合は、この改善策の検討結果を次の協働へフィードバックします。

協働の評価項目は、次のとおりとします。

目標を共有できたか

目標の達成度

協働による成果（協働手法の妥当性・協働形態の妥当性）

協働相手として適性であったか

社会貢献活動団体の特性がどの程度生かされたか

要した経費及び時間

なお、町では、平成１６年度から行政評価制度を導入しています。事業等の見直しにあたっては、社会貢献活動団体との協働によって、より効果的かつ効率的なサービスの提供を常に模索することに留意する必要があります。

住民に対して、広報やホームページを活用し、協働の実施状況や評価結果、社

会貢献活動団体の活動実態など協働の全般にわたりその情報の公表を進めます。
また、公表した情報に関して住民から寄せられた意見を互いに共有し、協働の推進に生かすとともに効果的な協働のあり方に反映しなくてはなりません。

4 社会貢献活動団体と町との協働に向けた環境整備

ここでは、社会貢献活動団体と瑞穂町がそれぞれの特性に応じた役割と責任に基づいて協働していくために必要な支援、情報の公表、推進体制整備など協働に向けた環境整備のあり方を検討します。

(1) 社会貢献活動団体への支援策

社会貢献活動団体の活性化は、豊かな地域社会の実現につながります。しかし現状においては、社会貢献活動団体が活動していくためのさまざまな条件が、十分に整っているとはいえません。そこで町としては、社会貢献活動団体に対して側面からの支援を行っていきます。

活動資金の確保・充実

主な社会貢献活動団体の資金確保手段としては、会費・寄付金による収入、補助金による収入、収益活動からの事業収入などがあります。社会貢献活動団体の事業は、企業のように営利目的ではありませんが、それでも、社会貢献活動団体の活動が一定の利益をもたらし、活動資金を産み出すことも少なくないものと思われれます。行政からの補助金は直接的な財政的支援であり、経常化すれば社会貢献活動団体の自主性・自立性を妨げる恐れがあります。このため、活動資金の補助に関しては、慎重に対応することとし、公正性の確保に努めます。

社会貢献活動団体が行っているどの事業に対して、どのような収入確保・充実に対する具体的な支援ができるかは、今後社会貢献活動団体と共に検討を進めていきます。

活動拠点の確保

社会貢献活動に関する情報を集約し、社会貢献活動の拠点となる場の確保が必要ですし、その運営は住民自身が関与できる仕組みが必要です。また、各社会貢献活動団体の情報を紙面でも閲覧できるような情報ファイルや運営に必要な機器の設置等を検討します。

人材の確保と活動の充実

社会貢献活動団体が社会的な活動を継続して行っていくには、人材の確保・活動の充実に努めていくことが必要になります。町は、基本的に社会貢献活動の啓発など間接的な環境整備を行っていくことになります。人材の確保等の支援にあたっては社会貢献活動団体の自主性を妨げることのないよう留意します。また、社会貢献活動団体からの要望に基づいた研修などを開催します。

社会貢献活動団体の活動拠点の管理運営にあたっては、利用する社会貢献活動団体の共通課題を解決するために、団体相互の協力関係の形成を促します。その協力関係が組織へと成長することを通して、人材の確保と能力アップ、ネットワークの構築を進めます。

起業誘導に向けて

特定非営利活動促進法の成立により、比較的容易に法人格が取得できるようになりました。社会的信頼が得やすくなったため、社会貢献活動団体にとっては、事業展開のしやすい環境が整備されました。このことは、地域経済の活性化の一助になるとともに、新たな雇用・就労の場になる可能性もあります。たとえば、高齢者、身体障害者などに対する支援やリサイクル事業等、地域活動の中で市場性のある事業にも社会貢献活動団体が参画できる余地は、少なくはないものと考えられます。この機運を高め、起業の呼び水にもなる方策として、町が社会貢献活動団体から事業のアイデアの公募を行います。社会貢献活動団体の特性である専門性、地域性、先駆性などを生かした、新しいサービスが期待できます。この提案をもとに委託事業として施策を実施するよう努めます。

支援を行う際の留意点

具体的な支援策を考える上で留意しておくべき点として、次のことが考えられます。

ア 支援が社会貢献活動団体の自立を妨げることがないようにする。

協働して事業を行うには、社会貢献活動団体が自主的・自立的な組織であることが必要です。そこで、町は、支援を行った結果として、社会貢献活動団体の自立を妨げることのないように配慮します。また、支援を必要としない団体があることも考えられますので、支援の押し付けとならないよう配慮します。

イ 支援は基本的に活動環境の整備に主眼をおく。

支援策が単なる名目上のものとなったり、経常的な補助金の支出とならないように、活動環境の整備を主眼において支援策を考えます。

ウ 支援は基本的にサンセット方式等有限的なものとする。

社会貢献活動団体の自立した活動が妨げられないように、支援は原則として、一定の期間を定めて行います。

エ 支援した経緯及び結果を住民に公表する。

町は、公平性・公正性を確保するため、支援の結果を公表し、住民の評価を受け、よりよい支援策の実現へとつなげる必要があります。

(2) 社会貢献活動についての理解と共感の促進

社会貢献活動情報の提供

協働に対する住民の理解を深め、社会貢献活動団体と町との協働を推進していくために必要な情報を、広報やホームページ等の媒体により、積極的に公表します。

社会貢献活動団体についてのPR

近年、社会貢献活動団体に関する報道が多くなってきていますが、まだ十分に住民に理解されているとは言えません。そのために、積極的に広報紙等を利用し、社会貢献活動団体がどのように地域で活動しているか紹介することによって、広く住民にその実態や社会的役割を伝えていきます。

ボランティア体験の奨励

社会貢献活動団体の多くはボランティアによって支えられていることから、社会貢献活動団体の紹介にあわせてボランティアに対する理解の促進に努めます。

特に、青少年期からのボランティア体験が大切です。総合的な学習の一環やクラブ活動でボランティア活動を行っている中学校もあり、引き続き奨励します。

生涯学習の観点からの取り組み

生涯学習を推進することにより、学んだことを地域で生かすシステムを構築します。個性的で生き生きとした地域社会づくりのためには、住民一人ひとりが課題解決を目指して学習し、個人として、また、グループの一員として行政や企業とも良好な連携・協力の関係を作りながら、積極的に地域社会に関わっていく姿

勢を持つことが必要です。生涯学習への取り組みは、社会貢献活動への理解者と参加者が増える契機ともなるので、担当部署が相互に連携し生涯学習を推進していきます。

(3) 瑞穂町における協働推進体制の整備

社会貢献活動団体の担当部署の設置検討

特定非営利活動促進法では、対象となる活動分野を保健・医療・福祉・社会教育など17分野に規定しています。町にも、各分野に関連した担当部署がありますが、社会貢献活動の内容が必ずしも町の担当課と一致するものではなく、複数の担当部署にまたがる場合もあります。これを一本化し、社会貢献活動団体との総合的な窓口として社会貢献活動団体からの提案に対して責任を持って対応する部署の設置を検討するとともに、必要に応じて東京都をはじめ関連機関との連携を促進します。

協働に関する職員の理解の促進

これまで、公共サービスは、住民の税負担により行政が独占的に担っていくものとの認識があり、社会貢献活動団体が公共的課題を解決できる主体となり得ることの理解が十分とはいえませんでした。既に、各地で社会貢献活動団体との協働が始まっている中、行政職員として、社会貢献活動団体が社会で果たす役割についてその認識を深めていくとともに、協働の推進に努めていきます。

ア 社会貢献活動を理解するための研修の実施

社会貢献活動団体と町が、これからどのように関わっていくべきか、職員については協働の考え方を深め、実践に取り組むために、個々の職員の努力だけではなく、以下のような各種の研修を実施します。

(ア) 職員による研修

協働への取り組みについて、担当課の職員が事業の内容を説明する研修会を開催します。

(イ) 新入職員を対象とした研修

新入職員への研修科目に、社会貢献活動団体との協働についてのテーマを設け、基本的な理解を図ります。

(ウ) 公開講座の実施

特定非営利活動促進法や社会貢献活動等についての講座を開催する際職員だけでなく、社会貢献活動団体など住民も参加することを通して、相互に学ぶ講座となるような工夫を図ります。

イ 職員のボランティア活動への参加

町の職員が社会貢献活動団体への理解を深めるためには、社会貢献活動団体のボランティア活動を実際に体験してみることも効果的な方法です。そのために、職員がボランティア活動に参加する環境を整えていきます。

社会貢献活動団体との協働及び支援に関する条例の検討

社会貢献活動団体との協働を推進するために、協働や支援に関する条例の制定を検討することが必要です。この条例は、社会貢献活動団体と町との協働にあたっての基本理念、社会貢献活動団体を支援するにあたっての原則や手続き、支援のための措置を定めることによって、社会貢献活動団体と町とのパートナーシップを構築するとともに自発性に富み、かつ創造性豊かな社会貢献活動を促進することを担保するものです。このことによって、町だけでなく社会貢献活動団体とともにさまざまな公共サービスの担い手となる豊かな社会の実現が図れます。なお、条例の制定にあたっては、社会貢献活動団体の現状や課題を検討するとともに、各種の調査や社会貢献活動団体との意見交換会を実施するなど、そのプロセスにおいて社会貢献活動団体をはじめとする住民の主体的な参加により、協働して進めることが大切です。

5 資 料

瑞穂町における社会貢献活動団体との協働に関する指針策定委員会 及び調査委員会 検討経過

策定委員会

| 名称 | 開催日 | 内容 |
|---------|---------------------------|---|
| 第 1 回会議 | H17.10.31 | 議題 正副委員長選出 事務局から概要説明 <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員会の目的 ・ 町と社会貢献活動団体との協働 ・ 実態調査での現状把握 ・ 東京都や他市における協働の取り組み状況 ・ 活動スケジュール 町と社会貢献活動団体との協働指針策定について |
| | H18.2.20 ~ H18.3.24 | 指針案に対する意見集約及び調整 |
| 第 2 回会議 | H18.3.27 | 議題 指針策定における内容の最終確認について |

調査委員会

| 名称 | 開催日 | 内容 |
|----------|------------------------------|--|
| 第 1 回会議 | H17.11.14 | <p>議題</p> <p>正副委員長選出</p> <p>事務局から概要説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員会の目的 ・ 町と社会貢献活動団体との協働 ・ 実態調査での現状把握 ・ 東京都や他市における協働の取り組み状況 ・ 活動スケジュール <p>町と社会貢献活動団体との協働指針策定について</p> |
| 各委員による調査 | H17.11.14 から H17.12.26 | <p>調査項目</p> <p>各課における社会貢献活動団体等との協働・支援や関わりの状況（団体のリストアップ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定非営利活動法人 ・ ボランティア団体・市民活動団体 ・ その他町と協働している団体について ・ 民間企業 <p>アンケート実施</p> <p>136 団体のうち 36 団体に実施</p> |
| 第 2 回会議 | H18.1.16 | <p>議題</p> <p>指針策定に向け、調査結果の反映方法について（協働に関するアンケート調査結果により）</p> <p>グループ（班編成）での作業の進め方について</p> |
| 第 3 回会議 | H18.1.31 | <p>議題</p> <p>指針策定の今後の方向性について</p> <p>グループ（班編成）での作業の進め方について</p> |
| グループ会議 | H18.1.31 から H18.2.10 | <p>グループ作業</p> <p>「瑞穂町における社会貢献活動団体との協働に関する指針（案）」の内容の検討について</p> |
| 第 4 回会議 | H18.2.17 | <p>議題</p> <p>指針策定における内容の最終確認について</p> |

瑞穂町における社会貢献活動団体との協働に関する指針策定
委員会設置要綱

平成17年9月16日
訓令第7号

(設置)

第1条 瑞穂町における社会貢献活動団体との協働に関する指針(以下「協働指針」という。)を策定するため、瑞穂町における社会貢献活動団体との協働に関する指針策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 協働指針策定に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、協働指針策定に関して町長が必要と認める事項

(組織)

第3条 策定委員会は、次に掲げる者6人をもって組織する。

- (1) 企画課長
- (2) 地域振興課長
- (3) 福祉課長
- (4) 高齢者福祉課長
- (5) 建設課長
- (6) 社会教育課長

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、協働指針策定をもって終了する。

- 2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1人及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表して会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、企画課において処理する。

(委任)

第 8 条 この要綱の施行について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 9 月 16 日から施行する。

瑞穂町における社会貢献活動団体との協働に関する指針
策定調査委員会設置要綱

平成17年9月16日
告示第151号

(設置)

第1条 瑞穂町における社会貢献活動団体との協働に関する指針(以下「協働指針」という。)を策定するため、瑞穂町における社会貢献活動団体との協働に関する指針策定調査委員会(以下「調査委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 調査委員会は、次に掲げる事項を協議し、瑞穂町における社会貢献活動団体との協働に関する指針策定委員会(以下「策定委員会」という。)に報告する。

(1) 協働指針策定に関する調査

(2) 前号に掲げるもののほか、協働指針策定に関して策定委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 調査委員会は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し又は任命する委員14人以内をもって組織する。

(1) 公募により選考した住民 2人以内

(2) 企画課、財政課、地域振興課、生活環境課、福祉課、高齢者福祉課、保健課、産業振興課、建設課、学校教育課、社会教育課及び図書館から推薦された町職員 12人

(委員報酬)

第4条 委員の報酬は、支給しない。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、協働指針に関する調査結果の報告をもって終了する。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 調査委員会に委員長1人及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、調査委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 調査委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 調査委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 調査委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 8 条 調査委員会の庶務は、企画課において処理する。

(委任)

第 9 条 この要綱の施行について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 9 月 16 日から施行する。

瑞穂町における社会貢献活動団体との協働に関する指針策定委員会

委員名簿

| 役 職 | 課（館）名 | 職 名 | 氏 名 |
|-------|-------------|-----|---------|
| 委員 長 | 社会教育課 | 課 長 | 小 池 栄 一 |
| 副委員 長 | 福 祉 課 | 課 長 | 臼 井 治 夫 |
| 委 員 | 企 画 課 | 課 長 | 榎 本 昇 |
| 委 員 | 地 域 振 興 課 | 課 長 | 遠 藤 秀 雄 |
| 委 員 | 高 齢 者 福 祉 課 | 課 長 | 中 根 厚 夫 |
| 委 員 | 建 設 課 | 課 長 | 古 川 光 雄 |

瑞穂町における社会貢献活動団体との協働に関する指針策定調査委員会

委員名簿

| 役 職 | 課（館）名 | 職 名 | 氏 名 | グループ |
|-------|-------------|---------|---------|------|
| 委員 長 | 財 政 課 | 主 任 | 森 田 富士夫 | 2 |
| 副委員 長 | 地 域 振 興 課 | 主 任 | 古 川 佳代子 | 1 |
| 委 員 | 企 画 課 | 主 任 | 並 木 照 子 | 1 |
| 委 員 | 生 活 環 境 課 | 主 事 | 村 田 昌 也 | 3 |
| 委 員 | 福 祉 課 | 主 任 | 藤 村 亮 子 | 2 |
| 委 員 | 高 齢 者 福 祉 課 | 主 任 | 佐 藤 恵 子 | 3 |
| 委 員 | 保 健 課 | 主 事 | 千 葉 愛 | 1 |
| 委 員 | 産 業 振 興 課 | 主 事 | 勝 綾 | 2 |
| 委 員 | 建 設 課 | 主 事 | 鳥 海 正 弘 | 3 |
| 委 員 | 学 校 教 育 課 | 主 任 | 田 中 宏 | 2 |
| 委 員 | 社 会 教 育 課 | 主 任 | 大 澤 達 哉 | 3 |
| 委 員 | 図 書 館 | 主 任 | 木 崎 圭 子 | 1 |
| 委 員 | | (公 募) | 落 合 早 苗 | 3 |
| 委 員 | | (公 募) | 木 暮 敦 子 | 2 |

策定委員の任期は、平成17年10月31日から平成18年3月31日。
調査委員の任期は、平成17年11月14日から平成18年3月31日。